

茨城県報 第6704号

昭和54年2月8日

木曜日

(明治35年3月17日
第三種郵便物認可)

目次

規則

- 茨城県生繭の売買又は仲立許可手数料徴収規則の
の一部を改正する規則(蚕糸課)..... 2

告示

- 農用地利用増進規程の認可(農政企画課)..... 2
- 木材業者等の登録(林政課)..... 2
- 定数漁業の許可又は起業許可の申請期間(漁政課)..... 3
- 新規土地改良事業の許可(5件)(農地管理課)..... 3
- 道路の区域変更(道路維持課)..... 4
- 道路の供用開始(道路維持課)..... 4
- 事業計画の変更認可(都市計画課)..... 5
- 事業計画の認可(下水道課)..... 6
- (選挙管理委員会)
- 委員の解職の請求における連署を要すべき選挙権を有する者の法定数..... 6
- (人事委員会)
- 労働基準法第8条に規定する適用事業所の号別区分..... 6

公告

- 認証事業者の名称等(食品流通課)..... 6
- 昭和53年度鉋害復旧事業実施計画案の縦覧(農地建設課)..... 6
- 都市計画の図書の縦覧(13件)(都市計画課)..... 7
- 建築許可に関する聴聞(建設指導課)..... 7
- 開発行為の工事完了(建築指導課)..... 7

訓令

(教育委員会)

- 研修、講習、訓練等を受ける場合の日額施費の
調整基準の一部を改正する訓令..... 9

規 則

茨城県規則第3号

茨城県生繭の売買又は仲立許可手数料徴収規則の一部を改正する規則を、次のように定める。

昭和54年2月8日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県生繭の売買又は仲立許可手数料徴収規則の一部を改正する規則

茨城県生繭の売買又は仲立許可手数料徴収規則(昭和24年茨城県規則第58号)の一部を、次のように改正する。

第1条を次のように改める。

第1条 地方公共団体手数料令(昭和30年政令第330号)第1条の規定に基づき、蚕糸業法(昭和20年法律第57号)第15条第4項の規定による生繭の売買又は仲立ちの許可をするときは、1件につき、8000円の手数料を徴収する。

第2条を削り、第3条を第2条とする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

茨城県告示第157号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第15条の3第1項の規定により、次のとおり農用地利用増進規程を認可した。

昭和54年2月8日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 認可に係る農用地利用増進規定
岩瀬町農用地利用増進規定
七会村農用地利用増進規程
北浦村農用地利用増進規程
東 村農用地利用増進規程
- 2 認可に係る農用地利用増進規程を備え置く事務所の所在地
岩瀬町役場 岩瀬町岩瀬64番地の2
七会村役場 七会村徳蔵637番地
北浦村役場 北浦村山田2564番地の10
東 村役場 東 村結佐1545番地

茨城県告示第158号

茨城県木材業者等登録条例(昭和36年茨城県条例第6号)第5条第1項の規定により、次の者を木材業者等として登録した。

昭和54年2月8日

茨城県県南地方総合事務所長 綿 引 定 幸

登録 番号	登録 年月日	住 所 (所在地)	氏 名 (代表者氏名)	商 号 (名称)	営業所又は工場		業 種	備 考
					所在地	名称		
南総合 156	54. 1.18	新治郡玉里村 大字川中子 717	斉藤 久喜	斉藤林業	住所に 同じ	同じ	素材生産 販売業	新規

~~~~~

**茨城県告示第159号**

茨城県海面漁業調整規則(昭和39年茨城県規則第87号)第8条第2項の規定に基づき小型機船底びき網漁業のうち地方名称えび板びき漁業及び地方名称えびひき網漁業並びに機船船びき網漁業のうちしらすひき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定める。

昭和54年2月8日

茨城県知事 竹 内 藤 男

昭和54年2月13日から昭和54年2月20日まで。

~~~~~

茨城県告示第160号

昭和53年9月19日付けで勝田市大字中根1854番地川又吉雄ほか8名から認可申請のあった東中根地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第95条第3項において準用する同法第10条第1項の規定により昭和54年2月1日認可したので、同法第95条第4項の規定により公告する。

昭和54年2月8日

茨城県知事 竹 内 藤 男

~~~~~

**茨城県告示第161号**

昭和53年10月11日付けで真壁町長岡男から認可申請のあった伊佐佐地区土地改良事業を昭和54年2月1日付けで土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2条5項において準用する同法第10条第1項の規定により認可したから同法第96条の2第7項の規定により公告する。

昭和54年2月8日

茨城県知事 竹 内 藤 男

~~~~~

茨城県告示第162号

昭和53年10月6日付けで石岡台地土地改良区から申請のあった宇治会地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第7項において準用する同法第10条第1項の規定により昭和54年2月1日認可したから、同法第48条第9項の規定により公告する。

昭和54年2月8日

~~~~~

茨城県知事 竹 内 藤 男

**茨城県告示第163号**

昭和53年10月24日付けで石岡台地土地改良区から申請のあった野田地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第7項において準用する同法第10条第1項の規定により昭和54年2月1日認可したから、同法第48条第9項の規定により公告する。

昭和54年2月8日

茨城県知事 竹内藤男

**茨城県告示第164号**

昭和53年10月13日付けで河間土地改良区から申請のあった赤井戸地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第7項において準用する同法第10条第1項の規定により昭和54年2月1日認可したから、同法第48条第9項の規定により公示する。

昭和54年2月8日

茨城県知事 竹内藤男

**茨城県告示第165号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は昭和54年2月8日から30日間茨城県土木部道路推持課において一般の縦覧に供する。

昭和54年2月8日

茨城県知事 竹内藤男

| 路線名       | 道路の区域                       | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延長            | 摘要 |
|-----------|-----------------------------|------|--------------------|---------------|----|
| 県道常陸太田大子線 | 久慈郡水府村大字中染字西足<br>3284-2番地から | 旧    | 最大 9.7<br>最少 4.3   | メートル<br>658.5 |    |
|           | 久慈郡水府村大字中梨字不動前<br>3459番地まで  | 新    | 最大 29.0<br>最小 12.0 | 676.0         |    |
| 県道山方十王線   | 久慈郡水府村大字中染字西足<br>3284-2番地から | 旧    | 最大 11.0<br>最小 5.0  | 262.0         |    |
|           | 久慈郡水府村大字中染字大越<br>3226-1番地まで | 新    | 最大 26.0<br>最小 5.0  | 262.0         |    |

**茨城県告示第166号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。

その関係図は、昭和54年2月8日から30日間茨城県土木部道路推持課において一般の縦覧に供

する。

昭和54年2月8日

茨城県知事 竹内 藤 男

| 1. 路線名     | 2. 供用開始の区間                                        | 3. 供用開始の期日 |
|------------|---------------------------------------------------|------------|
| 県道 常陸太田大子線 | 久慈郡水府村大字中染字西足3284-2番地から<br>久慈郡水郡村大字中染字不動前3459番地まで | 昭和54年2月8日  |
| 県道 方方十王線 山 | 久慈郡水府村大字中染字西足3284-2番地から<br>久慈郡水府村大字中染大越3226-1番地まで | 昭和54年2月8日  |

茨城県告示第167号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第1項の規定により吹上土地区画整理組合の事業計画の変更については、次のとおり認可した。

昭和54年2月8日

茨城県知事 竹内 藤 男

1 組合の名称

吹上土地区画整理組合

2 事業施行期間

昭和49年10月3日から昭和57年3月31日まで

3 施行地区

日立市久慈町2丁目の一部

4 事務所の所在地

日立市助川町1丁目1番1号 日立市役所内

5 設立認可の年月日

昭和49年10月3日

6 変更の主な内容

年度延長及び資金計画の変更

7 変更認可の年月日

昭和54年2月8日

茨城県告示第168号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定により都市計画事業を認可したので、同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

昭和54年2月8日

茨城県知事 竹内 藤 男

1 施行者の名称 谷田部町

2 都市計画事業の種類及び名称 研究学園都市計画下水道事業池作都市下水道

3 事業施行期間 昭和54年2月8日から昭和55年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分 なし

(2) 使用の部分 筑波郡谷田部町大字面ノ井字池作

〃 〃 大字高田字御出

〃 〃 大字高田字和田

〃 〃 大字高田字長町字下ノ町の各一部

茨城県選挙管理委員会告示第4号

漁業法(昭和24年法律第267号)第99条第1項の規定に基づく委員の解職の請求における連署を要すべき選挙権を有する者の法定数は、次のとおりである。

昭和54年2月8日

茨城県選挙管理委員会

委員長 八木下 繁 一

茨城海区漁業調整委員会委員……………2550人

霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会委員……………2510人

茨城県人事委員会告示第3号

労働基準法第8条に規定する適用事業所の号別区分(昭和42年茨城県人事委員会告示第4号)の一部を次のように改正する。

昭和54年2月8日

茨城県人事委員会委員長

委員長 糸 賀 義 治

別表教育委員会の項事務所の名称の欄中「美術博物館」の次に「青少年自然の家」を加える。

公 告

●認証事業者の名称等(食品流通課)

茨城県地域食品認証規則(昭和52年茨城県規則第2号)第6条第1項の規定により、次の地域食品製造事業者を認証した。

昭和54年2月8日

茨城県知事 竹 内 藤 男

| 地域食品の品目 | 認証事業者の氏名又は名称 | 製造所の所在地          |
|---------|--------------|------------------|
| 豆腐      | 増 淵 治 平      | 茨城県土浦市中高津町1-9-36 |
| 油揚げ     | 同 上          | 同 上              |

●昭和53年度鉱害復旧事業実施計画書の縦覧

高萩炭砒株式会社茨城支社長から臨時石炭鉱害復旧法(昭和27年法律第295号)第56条第1項の規定による昭和53年度鉱害復旧事業実施計画書の認可の申請があったので、同法第57条第1項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供する。 礦

昭和54年2月8日

茨城県知事 竹内藤男

1 縦覧に供する書類の名称

昭和53年度鉱害復旧事業実施計画書(小石川地区)

2 縦覧の期間

昭和54年2月8日から昭和54年2月28日まで 21日間

3 縦覧の場所

十王町役場

●都市計画の図書の縦覧

土浦阿見都市計画下水道(土浦市公共下水道)の変更に伴い土浦市から当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

昭和54年2月8日

茨城県知事 竹内藤男

縦覧場所 茨城県庁土木部都市計画課

●都市計画の図書の縦覧

鹿島臨海都市計画下水道(波崎町三番蔵都市下水路)の決定に伴い波崎町長から、当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第2項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

昭和54年2月8日

茨城県知事 竹内藤男

縦覧場所 茨城県庁土木部都市計画課

●都市計画の図書の縦覧について

下館、結城都市計画道路(3, 5, 4島, 泉町線外4路線)の変更に伴い、下館市から当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同第20条第2項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

昭和54年2月8日

茨城県知事 竹内藤男

縦覧場所 茨城県庁土木部都市計画課

●建築許可に関する聴聞

建築基準法(昭和25年法律第201号)第48条第9項の規定に基づき次のとおり聴聞を行います。

昭和54年2月8日

茨城県知事 竹内藤男

- 1 聴聞期日 昭和54年2月13日 午前11時
- 2 聴聞場所 真壁郡大和村大字羽田1000 外39筆
- 3 聴聞事項 第1種住居専用地域内において次の建築物の許可に関すること。  
村民運動場の管理棟の新築
- 4 申請者住所氏名 真壁郡大和村大字羽田1023 大和村長 今井 勇
- 5 建築物構造規模 鉄骨造 2階建 新築 申請延面積538.77㎡
- 6 敷地面積 41.889.26 ㎡
- 7 建築物の位置 真壁郡大和村大字羽田1000外39筆

●開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の許可に係る開発行為について、次の地域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

昭和54年2月8日

茨城県知事 竹内藤男

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
水戸市河和田町字稻荷新田4318番
  - 2 事業主の住所及び氏名  
水戸市河和田町1丁目1533番地  
茨城倉庫株式会社 代表取締役 太田 浩
- ~~~~~
- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
結城郡石下町大字杉山字上富田1248番から1253番まで、1281番から1298番まで、1306番及び1254番の乙、大字岡田字前原623番の2
  - 2 事業主の住所及び氏名  
東京都足立区足立3丁目2番15号  
小峰ゴム工業株式会社 代表取締役 小峰重男
- ~~~~~

訓 令

茨城県教育委員会訓令第1号

研修、講習、訓練等を受ける場合の日額旅費の調整基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和54年2月8日

茨城県教育委員長 日渡 和一郎

研修、講習、訓練等を受ける場合の日額旅費の調整基準の一部を改正する訓令



研修, 講習, 訓練等を受ける場合の日額旅費の調整基準(昭和40年茨城県教育委員訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第2条6号を第7号とし, 第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ, 第1号の次に次の1号を加える。

(2) 茨城県立白浜少年自然の家に付設されている宿泊施設2,300円

付 則

この訓令は, 公布の日から施行し, この訓令による改正後の研修, 講習, 訓練等を受ける場合の日額旅費の調整基準の規定は, 昭和54年2月1日から適用する。

~~~~~

★県政の総覧 ～ 県民の六法★

茨 城 県 報

茨城県の行政機構，財政，農林，水産，商工，観光，土木，衛生，労働，公安，教育，文化，民生等あらゆる行政にわたる県民の権利，自由もしくは利害に，直接間接関係のある条例，規則，告示，公告等は，いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動，日常生活のため必要であり，ぜひ知つてもらわねばならないので，県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は，茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部文書課までお申し込み下さい。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1ヵ月）
（休日の場合は繰り下ぐ）（金、1,000円）

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所